

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1721号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（夜間看護手当）</p> <p>第27条 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>（兼務授業担当手当）</p> <p>第31条の2 条例第37条第1項第2号の人事委員会規則で定める学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（夜間看護手当）</p> <p>第27条 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) あけぼの園</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>（兼務授業担当手当）</p> <p>第31条の2 条例第37条第1項第2号の人事委員会規則で定める学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 両津高等学校（本務とする学校が佐渡中等教育学校である場合に限る。）</u></p> <p><u>(4) 佐渡中等教育学校（本務とする学校が両津高等学校である場合に限る。）</u></p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。